

福岡県国民保護計画の作成について

1 主な検討事項

武力攻撃事態等や大規模テロ等の緊急対処事態において、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下の事項について検討する。

(1) 平素からの備え

- ・ 関係機関相互の連携協力の確保と情報共有
- ・ 避難施設の指定、生活関連等施設の把握
- ・ 物資及び資材の備蓄、整備
- ・ 訓練、啓発

(2) 武力攻撃事態等への対処

- ・ 初動体制の迅速な確立（事態認定前の対応を含む）
- ・ 県対策本部の設置、関係機関との連携
- ・ 警報の通知及び伝達、避難の指示、誘導
- ・ 救援、安否情報等の収集
- ・ 生活関連等施設の安全確保等
- ・ N B C 攻撃による災害への対処
- ・ 退避の指示、警戒区域の設定、土地・建物の一時使用等
- ・ 交通規制
- ・ 国民生活の安定に関する措置

(3) 復旧等

- ・ ライフライン施設や輸送路等の応急復旧
- ・ 武力攻撃災害の復旧
- ・ 国民保護措置に要した費用の支弁等

(4) 緊急対処事態への対処

- ・ 警報の伝達（対象地域が限定）
- ・ その他は、武力攻撃事態等への対処に準じる

2 検討に当たって留意すべき事項

(1) 検討に当たっては、以下の点に留意する。

基本的人権の尊重

国民の権利利益の迅速な救済

国民に対する情報提供

国民の協力

- ・ 国民への啓発
- ・ 消防団及び自主防災組織の充実、活性化
- ・ ボランティアへの支援

指定公共機関・指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別の配慮

高齢者、障害者等への配慮

国民保護措置に従事する者等の安全の確保

(2) 本県の特性を反映した計画とする。

本県がアジアに近接し交通の要衝となっていることや多くの人口を持つ2つの政令市を有すること等の本県の地理的、社会的特性を反映した実効性のあるものとする。

3 これまでの取り組み

(1) 基礎資料の調査

福岡県国民保護計画を作成するため、あらかじめ以下の項目に関する基礎資料の収集、整理等を平成16年度に実施

避難に関するもの

- ・ 市町村毎の人口・世帯数及び在宅要援護者数
- ・ 要援護施設の状況(2,670箇所)
- ・ 避難施設と想定される施設(学校、体育館、公園、グラウンド等)の状況(4,140箇所)
- ・ 避難手段(鉄道、バス等)の状況(39箇所)
- ・ 避難経路(道路網)の状況(136箇所)

救援に関するもの

- ・ 市町村毎の備蓄物資等の状況
- ・ 物流倉庫の状況(174箇所)

生活関連等施設、大規模集客施設等に関するもの

- ・ 生活関連等施設(発電所・変電所、ダム、危険物質取扱所等)の状況(11,953箇所)

・大規模集客施設等の状況（４９箇所）

（２）指定地方公共機関の指定

国民保護法第２条第２項に規定する指定地方公共機関として、４２法人を指定（平成１７年５月２７日）